

中央区立区民健康村等の指定管理者候補事業者の選定について

 令和9年3月31日で指定期間が終了する区民健康村等区民部所管施設について、選定委員会を設置するとともに、指定管理者候補事業者を公募し選定を行う。

概要

1 対象施設及び指定期間

対象施設	指定期間
①区民健康村	令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）
②日本橋公会堂	令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）

2 選定委員会の設置及び構成

- 選定に当たっては「区民部指定管理者選定委員会」を設置する。
- 選定委員会の構成：学識経験者1名、利用者代表者3名、中小企業診断士1名、専門委員1名
区の職員3名（区民部長、施設を所管する課長）

3 事業者選定

- 選定方法：公募型プロポーザル方式とし、書類審査及びプレゼンテーションを行う。
- 選定基準：運営方針、利用者サービス及び利用率の向上について、施設の運営体制及び組織、実績及び経験、運営経費及び収支計画、事業者の財務状況等を総合的に評価する。

スケジュール

令和8年	5月14日(木)	第1回選定委員会（募集要項、選定基準の検討）
	7月中旬	募集締切
	8月上旬	第2回選定委員会（書類審査）
	8月下旬	第3回選定委員会（候補事業者の選定）
1	1月上旬	第四回区議会定例会に上程（指定管理者の指定）